

新たな局面を迎える森林の経営

千葉 幸治

5月4日は「みどりの日」だ。ゴールデンウィーク中でもあり、森や草木に親しむイベントが全国各地で開催されるだろう。そもそも日本はみどりに恵まれ、森林面積は国土の7割を占める※1。近年、この森林を巡る動きが活発化し、森林活用に向けた新たな取り組みや課題克服の試みも見られる。本稿ではこれらの動きを紹介するとともに今後の展望について簡単に触れることとしたい。

森林は、「自然林」と「人工林」に分けられる。木材の生産目的のため苗木を植栽して育てるのが「人工林」であり、森林面積の4割を占める※2。これらの造林は終戦直後などに集中して行われたことから、近年では多くが伐採期を迎え、利用可能な木材資源は足下において非常に恵まれた状況にある。また、利活用の面においてもSDGsへの関心の高まりや技術開発等により木材需要が盛り上がり、これまで長らく低迷を続けた国産材の供給量は2002年度を底に回復傾向にある※2。まさに林業の経営には追い風が吹く状況にある。

しかしながら、懸念材料もある。実は森林所有者の多くは再生林の意識が低く※3、主伐（一定の林齢に生育した立木を材等で販売するための伐採）面積に対する再生林面積は3~4割程度で推移※4するなど、次世代に向けた森林資源の循環が必ずしも上手く進んでいない。

この伐採後の再生林が進まない理由の一つとして長期的に安定した収益が見込めないことが挙げられる。日本では林地の所有構造が個人や小規模零細事業者が中心であり、大規模化により経営の効率化が図られる欧州の林業国に比べ生産コストが高む構造となっている※5。加えて高齢化や世代交代により森林所有者の経営意欲が必ずしも高くないことも挙げられる※6。

これらの課題に対する国の取り組みとして、2019年度から「森林経営管理制度」が始まった。同制度では、何らかの事情で経営管理が行き届いていない森林について市町村が、その所有者の意向等を踏まえ経営管理の委託を

受け、林業経営に適した森林と判断されれば、その市町村から「意欲と能力のある事業者」※7に再委託される仕組みとなっている。ちなみに所有権の移動は無く所有者には「経営管理受益権」が設定される。マッチング機能を担う市町村の役割は重く、ノウハウの獲得等の課題も指摘されるが※8、最近では同制度の取組事例集が林野庁により公表され制度活用の環境整備も進められている。規模拡大を目指す「意欲と能力のある事業者」にはビジネスチャンスであり、森林の所有と経営の分離、更には集約化が進む可能性があるだろう。

また、所有と経営の分離に関する信託の仕組みを活用した取り組みとしては2020年8月から始まった岡山県内の「森林信託」が挙げられる※9。信託銀行が所有者から森林の信託を受け、その経営実施権を地域の森林管理の専門会社に設定するスキームである。所有者は、管理業務から解放され、信託受益権からの配当を受ける。一方、森林管理を担う会社は木材の販売など収益を上げることが求められるが、新たなエリアの森林の経営が可能となることで施業地の集約化、経営の効率化の道筋も生まれる。

ちなみに信託により受益権化された資産は流動性を持つ。森林に対する投資の制度が整備される米国では森林に特化した不動産投資信託(T-REIT)が森林ファンドの一つとして既に存在し、投資家から広く資金を集めている。

国内の林業経営は現在、補助金に依存し必ずしも自立してないことや専門人材の一層の育成など課題も多く、克服には時間を要するとみられる。しかしながら、森林の所有と経営の分離を通じて持ち主だけの情報であった森林の経営情報が「見える化」され、課題が関係者間で共有されることになれば、今後の成長や課題解決を考える上でその意義は大きいものとみられる。長期にわたる安定したキャッシュフローが見通すことができれば長期の減価償却を伴う高性能の林業機械の導入や灌漑整備など大型投資にも対応することも可能となるだろう。

【参考】※1・※2・※4 林野庁「令和2年度森林・林業白書」(2021年6月)、※3 農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査(2015年10月)」、※5 日本政策投資銀行「森林ビジネスイノベーション研究会報告書」(2020年7月)、※6 農林水産省「林業経営に関する意向調査」(2011年3月)、※7 都道府県が公募・選定等を行う。具体的には森林組合、素材生産業者、自伐林家等、※8 日本経済新聞社「日経グローバル」№376(2019年11月18日)、※9 西日本新聞「国内初、「森林信託」岡山で開始」(2020年8月1日)